

ときがわ町国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

- (1) 国民健康保険を持続可能な制度とするため、埼玉県では「埼玉県国民健康保険運営方針」を定め、法定外繰入の解消や保険税水準の統一、医療費適正化などを明確化した。中でも、保険税水準の統一は、市町村ごとに異なる保険税の統一に向けて、令和9年度を保険税水準の準統一（県が示す標準保険税率とする）の年と位置付け、市町村においては、取り組みが進んでいる。
- (2) 本町における国保財政は、国の激変緩和措置による納付金の軽減の終了、一人あたり医療費の増加、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者の減少などにより、必要な歳出に対して財源不足が生じ、年々基金を取り崩し充当している状況である。

2 改正内容

	現行		改正後		差	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療分	7.1%	32,000 円	7.7%	38,100 円	0.6%	6,100 円
支援分	1.4%	11,000 円	2.0%	13,300 円	0.6%	2,300 円
介護分	1.3%	12,000 円	1.9%	14,600 円	0.6%	2,600 円

3 施行期日等

令和7年4月1日施行

令和7年度以後の年度分の国民健康保険税に適用